

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年6月29日
【会社名】	株式会社 島津製作所
【英訳名】	Shimadzu Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長 上 田 輝 久
【本店の所在の場所】	京都市中京区西ノ京桑原町1番地
【電話番号】	京都(075)823局2361番
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 井 村 公 信
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町1丁目3番地
【電話番号】	東京(03)3219局5555番
【事務連絡者氏名】	東京支社 総務部長 若 尾 豪
【縦覧に供する場所】	株式会社島津製作所 東京支社 (東京都千代田区神田錦町1丁目3番地)
	株式会社島津製作所 関西支社 (大阪府北区芝田1丁目1番4号 阪急ターミナルビル内)
	株式会社島津製作所 名古屋支店 (名古屋市中村区那古野1丁目47番1号 名古屋国際センタービル内)
	株式会社島津製作所 神戸支店 (神戸市中央区江戸町93 栄光ビル内)
	株式会社島津製作所 横浜支店 (横浜市西区北幸2丁目8番29号 東武横浜第3ビル内)
	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2018年6月27日開催の当社第155期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日
2018年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金13円 総額 3,832,692,318円
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日
2018年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

変更の内容はつぎのとおりであります。

(下線部は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集者および議長)	(招集者および議長)
第14条 株主総会は、 <u>社長</u> がこれを招集し、その議長となる。	第14条 株主総会は、 <u>取締役会のあらかじめ定めた順序により、取締役</u> がこれを招集し、その議長となる。
2. <u>社長に事故があるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役</u> がこれに代わる。	[削 除]
第15条 ~ [省 略]	第15条 ~ [現行どおり]
第17条	第17条
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(取締役の員数と選任)	(取締役の員数と選任)
第18条 当社の取締役は <u>28名以内</u> とし、株主総会において選任する。	第18条 当社の取締役は <u>15名以内</u> とし、株主総会において選任する。
2. ~ [省 略]	2. ~ [現行どおり]
3.	3.
第19条 [省 略]	第19条 [現行どおり]
(業務執行取締役)	(業務執行取締役)
第20条 当社は、取締役会の決議により取締役の中から会長、社長各1名、副社長およびその他の業務執行取締役を定めることができる。	第20条 当社は、取締役会の決議により取締役の中から会長、社長各1名、副社長およびその他の業務執行取締役を定めることができる。 <u>ただし、社長については業務執行役員の中から定めることができる。</u>
2. ~ [省 略]	2. ~ [現行どおり]
5.	5.

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役) 第21条 <u>社長は、当会社の代表取締役とする。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、取締役会の決議により当会社の代表取締役を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集者および議長) 第22条 取締役会は、会長がこれを招集し、その議長となる。ただし、会長の選任がないとき、または、会長に事故があるときは、<u>社長がこれに代わり、社長に事故があるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集しその議長となる。</u></p> <p>第23条 ～ [省 略]</p> <p>第39条</p>	<p>(代表取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議により当会社の代表取締役を定める。</p> <p>2. [削 除]</p> <p>(取締役会の招集者および議長) 第22条 取締役会は、会長がこれを招集し、その議長となる。ただし、会長の選任がないとき、または、会長に事故があるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集しその議長となる。</p> <p>第23条 ～ [現行どおり]</p> <p>第39条</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、中本晃、上田輝久、藤野寛、三浦泰夫、古澤宏二、澤口実、藤原健嗣および和田浩子の8氏を選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査役1名選任の件

補欠の社外監査役として、嶋寺基氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、決議事項が可決されるための要件ならびに決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	賛成比率	決議の結果
第1号議案	2,423,508個	40,367個	778個	97.87%	可決
第2号議案	2,456,996個	6,880個	778個	99.22%	可決
第3号議案					
中本 晃	2,435,782個	23,828個	5,044個	98.36%	可決
上田 輝久	2,438,898個	20,710個	5,044個	98.49%	可決
藤野 寛	2,445,708個	13,902個	5,044個	98.76%	可決
三浦 泰夫	2,445,466個	14,144個	5,044個	98.75%	可決
古澤 宏二	2,445,485個	14,125個	5,044個	98.75%	可決
澤口 実	2,277,808個	184,492個	2,355個	91.98%	可決
藤原 健嗣	2,455,722個	6,578個	2,355個	99.17%	可決
和田 浩子	2,455,787個	6,513個	2,355個	99.17%	可決
第4号議案					
嶋寺 基	2,352,263個	111,614個	778個	94.99%	可決

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第3号議案および4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

2. 賛成比率につきましては、本総会に出席した株主全員の議決権数(本総会前日までの事前行使分および当日出席の株主分)を分母とし、そのうち各議案について賛成を確認できた議決権数のみを分子として計算し、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを集計したことにより、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算しておりません。